



※1：「特定都市河川浸水被害対策法における雨水浸透阻害行為の許可申請の手引き」を参照
 ※2：詳細については、本技術基準の「施設規模の設定」を参照
 ※3：施設設計は法システムを用いることも可能
 ※4：県協議が不要な場合、市条例の申請手続きが必要